

【健康医療部】

No.	用語	解説
*1	水道事業の基盤強化	将来にわたり、生活や産業活動に欠かせない水道事業の持続性を確保するために、適切な管理による健全な施設の保持、財政基盤の確保、技術力等を有する人材の育成・確保等を図ること。
*2	大阪府保健医療計画	大阪府での医療提供体制の確保を図るための計画。 府民一人ひとりの健康の保持増進から疾病の予防、診断、治療及びリハビリテーションまで切れ目なく、良質な医療サービスを提供し、府民のニーズをみたます必要な保健・医療・福祉の総合的なサービス体制の確立をめざすことを基本理念としている。 (参考 URL) http://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/keikaku/keikaku2013to2017.html
*3	大阪府高齢者計画	府内における高齢者保健福祉サービスや介護サービスをはじめ、その他の関連施策も包含した老人福祉計画及び介護保険事業支援計画の一体的な計画。 「みんなで支え地域で支える高齢社会」の実現に向けて、人権尊重の社会のもと、高齢者が自ら健康の保持増進に努めるとともに、個性と主体性を発揮し、社会の重要な一員として住み慣れた地域で自立した生活をおくれるように、地域社会全体で支援することを基本理念としている。 (参考 URL) http://www.pref.osaka.lg.jp/kaigoshien/keikaku/
*4	大阪府健康増進計画	健康増進法第8条第1項に基づき、大阪府が住民の健康増進の推進に関する施策について定めた基本的な計画。 (参考 URL) http://www.pref.osaka.lg.jp/kenkozukuri/dai2ji_kenzokeikaku/index.html
*5	大阪府医療費適正化計画	「高齢者の医療の確保に関する法律」第9条の規定に基づき、国の「医療費適正化に関する施策についての基本的な方針」に即して策定し、医療費の現状や課題に基づき、医療費の伸びの適正化を推進することを目的としている計画。 (参考 URL) http://www.pref.osaka.lg.jp/kenisomu/tekiseikakeikaku/

No.	用語	解説
*6	大阪府がん対策推進計画	がん対策基本法第 12 条に基づき、大阪府におけるがん対策の推進に関する施策を定めた計画。 (参考 URL) http://www.pref.osaka.lg.jp/kenkozukuri/keikaku/
*7	大阪府歯科口腔保健計画	歯科口腔保健の推進に関する法律第 13 条に基づき、大阪府が歯科口腔保健の施策の総合的な実施のための基本的事項を定めた計画。 (参考 URL) http://www.pref.osaka.lg.jp/kenkozukuri/hanokenkou/sikakeikaku.html
*8	大阪府食育推進計画	食育基本法第 17 条に基づき、府域内における食育の推進に関する施策について定めた計画。 (参考 URL) http://www.pref.osaka.lg.jp/kenkozukuri/syokuikukeikaku2/index.html
*9	地域包括ケアシステム	高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、日常生活の場において包括的に支援・サービスを提供する体制。 (住まい・医療・介護・予防・生活支援の一体的な提供)
*10	病床機能報告	医療法第 30 条の 13 に基づき、医療機関が担っている医療機能（病床単位）の現状と今後の方向を選択し、都道府県に行う報告。機能の区分（高度急性期、急性期、回復期、慢性期）や、病院の施設・設備、人員配置等に関する項目等を報告する。
*11	医療圏	地域の実情に応じた医療を提供する体制を確保するために、都道府県が設定する地域単位。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 一次医療圏(市町村): 診療所への外来診療や訪問診療といった身近な医療を提供する単位 ・ 二次医療圏(複数の市町村等): 主に病院等への入院に関する医療を提供する単位 ・ 三次医療圏(都道府県): 大学病院などにより、先端的な技術や高度な医療機器等を利用する特別な医療を提供する単位
*12	在宅医療推進コーディネータ	在宅医療における患者ニーズに対応するために、医療関係者や介護関係者との総合調整を行う人材。地域における在宅医療の充実のため、地域の診療所への働きかけ等も行う。

No.	用語	解説
*13	在宅歯科ケアステーション	歯科衛生士等のスタッフが、住民や施設からの訪問歯科診療に関する相談等を受ける地域の拠点。在宅における歯科診療のニーズに、医師やケアマネジャー等と連携して対応している。
*14	在宅患者調剤加算	在宅業務に必要な体制が整備され、実績が一定以上ある薬局が、在宅患者に対して調剤を実施した際に調剤報酬として加算できるもの。
*15	在宅医療・介護連携推進事業	在宅医療・介護連携の推進のために、市町村が、介護保険法の地域支援事業に規定された（ア）地域の医療・介護の資源の把握、（イ）在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討、（ウ）切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進、（エ）医療・介護関係者の情報共有の支援、（オ）在宅医療・介護連携に関する相談支援、（カ）医療・介護関係者の研修、（キ）地域住民への普及啓発、（ク）在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携、の8つの取組みについて、平成30年4月に全ての市町村で全ての項目を実施することになっている。
*16	慢性疾患児童	小児慢性特定疾病や身体障害等、慢性的な健康障害を有する小児。
*17	大阪府難病患者支援対策会議〈仮称〉	府域の難病患者や慢性疾患児童の安定的な療養生活の実現のため、各分野の専門家と意見交換を行うことにより、難病患者等の実情や課題を情報共有し難病対策の維持向上を図ることを目的とする会議。
*18	ナースセンター	就職先を探している看護職員や看護職員を雇用したいと考えている施設に無料で職業紹介等を実施する拠点。就職支援サイトの運営や、講習会等を行っている。
*19	医療勤務環境改善支援センター	医師・看護師等の医療従事者の勤務環境改善に取り組む医療機関をサポートする拠点。平成26年6月の医療法改正により、都道府県での設置が義務付けられ、大阪府では平成27年1月に開設。
*20	ピア・カウンセリング	勤務環境改善に向けて、先行事例を経験した病院と、それに類似する課題を抱える病院によって行われるカウンセリング。

No.	用語	解説
*21	特定健診データ	メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目して 40 歳から 74 歳を対象に実施する「特定健康診査」の身体計測、血圧測定、血液検査等の検査結果情報。
*22	医療費データ	国民健康保険等の医療保険者が保有する治療代、薬代等のレセプト（診療報酬明細書）情報や傷病名、診療内容、診療日数等の医療費情報。
*23	健康マイレージ事業	市町村が、特定健診・がん検診の受診や市町村指定の健康づくりに関する取組みに参加した住民に対し、ポイントを付与し、集まったポイント数に応じて、記念品や特産品などの特典を贈呈する事業。楽しみながら参加することで、住民の健康づくりに対する意識醸成と実践を促進することを目的としている。
*24	健康経営	従業員等の健康保持・増進の取組みが、将来的に企業の収益性等を高める投資であるとの考えの下、従業員等の健康管理を経営的な視点から考え、戦略的に取り組むこと。健康経営の推進は、従業員の活力や生産性の向上等の組織の活性化をもたらす、結果的に業績や企業価値の向上につながると期待されている。（出典：経済産業省ホームページ）
*25	大阪府健康づくりアワード	大阪府が、生活習慣病予防の啓発活動をはじめ健康寿命の延伸につながる優れた取組みを行っている事業所等を表彰する制度。特定健診の実施率が低く、健康教育の場が少ない小規模の事業所等における健康づくりの取組みを推進することを目的とする。 （参考 URL）平成 28 年度を受賞団体 http://www.pref.osaka.lg.jp/kenkozukuri/award/index.html
*26	大阪府アルコール健康障がい対策推進計画	アルコール健康障害対策基本法第 14 条第 1 項に基づき、アルコール健康障がい対策を総合的かつ計画的に推進して、アルコール健康障がいの発生、進行及び再発の防止やアルコール健康障がいを有する府民等に対する支援の充実を図ることで、府民の健康を守り、安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的としている計画。 （参考 URL） http://www.pref.osaka.lg.jp/chikikansen/aruko-ru/aruko-ru4.html

No.	用語	解説
*27	大阪アディクションセンター	依存症の本人及び家族に対し、相談・治療・回復のための支援を行うための仕組み。当事者・自助グループ、弁護士会、病院・診療所、保健所等の関係機関による連携体制（ネットワーク）を「大阪アディクションセンター」と呼んでいる。
*28	GMP調査	GMP：Good Manufacturing Practiceの略称。 医薬品の原料の受入れから最終製品の包装・出荷に至る製造工程において、適切な製造管理及び品質管理が行われているか、製造所に対して実施する調査。
*29	大阪府保健所環境衛生業務実施計画	数多くある営業関係施設に対して、重点的かつ効率的に監視・指導等を実施するため、健康医療部環境衛生課が毎年度ごとに計画を策定。
*30	水道事業者	住民や企業等へ水道水を給水する事業のうち、給水人口が100人を超えるものを水道事業といい、厚生労働大臣又は都道府県知事の認可を受けて水道事業を経営する者を水道事業者という。
*31	水道用水供給事業者	水道により水道事業者にその用水を供給する事業（市町村への水道水の卸売り）を、水道用水供給事業といい、厚生労働大臣又は都道府県知事の認可を受けて水道用水供給事業を経営する者を水道用水供給事業者という。
*32	大阪広域水道企業団	大阪市を除く府内42市町村により構成される一部事務組合。淀川を水源として村野、庭窪、三島の3浄水場で水道水を製造し、42市町村へ水道用水供給事業を行う。平成29年4月より、大阪広域水道企業団による四條畷市、太子町、千早赤阪村の各地域の水道事業経営が開始された。